特別縁故者への財産分与における分与の相当性

【文 献 種 別】 審判／山口家庭裁判所周南支部
【裁判年月日】 令和 3 年 3 月 29 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（家）第 5012 号（第 1 事件）、令和 2 年（家）第 5029 号（第 2 事件）
【事　件　名】 特別縁故者に対する相続財産分与申立事件
【裁 判 結 果】 一部認容（確定）
【参 照 法 令】 民法 958 条の 3
【掲　載　誌】 判時 2527 号 80 頁、判タ 1500 号 251 頁、家判 39 号 61 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25593457

東北学院大学教授 **遠藤隆幸**

事実の概要

被相続人Ａ（昭和 34 年生まれ）は平成 30 年に死亡したが、相続人はいなかったため相続財産管理人が選任された。Ａの主な遺産は、Ａの母Ｂから相続した住居等不動産（甲：固定資産評価額約 722 万円）とそれに付随した火災保険、それに現預金（約 3614 万円）である。そこで、Ａの相続財産につき、Ａの叔父X_1および従姉妹X_2が特別縁故者として相続財産の分与を申し立てたのが本件事案である（以下、前者申立事件を第 1 事件、後者申立事件を第 2 事件という）。

各事件の背景および経緯は以下の通りである。

X_1は、Ａが幼い頃にＡの面倒を見、またその後も一定の交流が続き、Ｂ（＝X_1の姉）からも自身が亡くなった後、Ａのことを頼みたい旨の発言があった。またＢが死亡時には葬儀に参列し、Ａから冗談のように「僕の時はおじさんよろしくお願いします」と言われた。

X_2は幼少期にＡとの交流があり、X_2はＡを「お兄ちゃん」と呼び、ＡはX_2の世話をよくしていた。Ａらが転居した後も交流や協力関係は継続し、Ｂの入院時にはＡの生活について手伝いをし、またＢ死亡後もＡと月 1 回程度の面会をした。また甲について、Ａから「お前の家になる」と言われたこともあった。Ａは自身が契約者かつ被保険者である生命保険契約について、死亡時の保険金受取人を平成 30 年にＢからX_2に変更した。そのため、X_2はＡの死亡に伴い保険金約 1256 万円を受領している。

Ａの伯父Ｃは、Ａおよびその家族と親しく交流し、Ｂが甲を購入するにあたり相談に乗るなどの援助を行った。

Ａの相続財産管理人が選任され、相続債権者受遺者への請求申出の催告および相続人捜索の公告がなされたが、権利主張する者がいなかったことから、X_1はＡの家の墓じまいや永代供養のために必要となる費用 300 万円程度の分与を希望し、第 1 事件を申し立てた。X_1はX_2のために甲およびその建物の改修費用をX_2に分与することも希望していた。

X_2は、甲およびその建物の改修費用の分与を受けることを希望して第 2 事件を申し立てたが、後に、相続財産全部の分与を希望する旨、希望を変更している。

なお、X_1は、当該申立て後に死亡し、X_1の共同相続人である妻Z_1と子らZ_2、Z_3、Z_4は第 1 事件の手続を受継した。

またX_2は、令和 3 年 2 月に、Ｃとその妻Ｄとの間で、第 2 事件においてX_2に対する相続財産の分与審判が確定することを停止条件として、分与審判で分与された財産の総額から各種費用を控除した残額の 15 パーセントをＣ・Ｄにそれぞれ贈与する旨の贈与契約を締結した。この贈与契約では、その趣旨として、Ｃ・Ｄがすでに民法 958 条の 3 第 2 項の申立期間を経過し、特別縁故者としての財産分与申立てができないことを実質的に補填する意味もある旨うたわれている。

審判の要旨

「…特別縁故者に対する相続財産分与を申し立てた者が、申立て後、死亡したときは、その者の相続人は、その者の申立人としての地位を承継し

て財産の分与を求めうると解される。ただし、特別縁故者に対する相続財産の分与は、特別縁故者その人に対するものであっても、家庭裁判所が『相当と認めるとき』（民法 958 条の 3 第 1 項）に限り行われるべきものであるから、申立て後、死亡した者が特別縁故者に該当する場合であっても、その相続人に相続財産を分与することの相当性は、被相続人と死亡した特別縁故者の相続人との間及び死亡した特別縁故者とその相続人との間の関係、申立て後、死亡した者が特別縁故者と認められる事情に対するその相続人の関わりの有無、程度等の諸事情も勘案して判断することが相当であって、各相続人に分与する財産の割合も必ずしも法定相続分に従う必要はないというべきである。」

「X_2がＣ及びＤとの間で停止条件付き贈与契約を締結していること…は、X_2が本審判で分与される財産を独り占めするのではなく、被相続人及びその家族との関係が親密であったＣ及びその妻Ｄとも分かち合おうとしていることを示すから、分与の相当性をより基礎付けるものといえる。ただし、Ｃ及びＤは、自身では申立期間内（民法 958 条の 3 第 2 項）に特別縁故者に対する相続財産の分与を申し立てていないから特別縁故者として相続財産の分与を受ける余地がない者であり、X_2と停止条件付きの贈与契約を結ぶことで、いわばX_2を介して、申立期間の制限を超えて実質的に相続財産の分与を受けるような結果をもたらすことは申立期間の制限の潜脱となって相当でないから、Ｃ及びＤとＡとの間の交流や関係をX_2のそれと同視したり、X_2に対する分与にＣ及びＤが期間内に申し立てをすれば分与を受けられたであろう財産の額を上乗せしたりすべきではない。」

判例の解説

一　本判例の位置づけ

被相続人が死亡し、相続人がいることが明らかでない場合、相続財産は法人となる。当該財産につき相続財産管理人が選任されると、一連の手続を経た上で、相当と認められるときは、家庭裁判所は、特別縁故者の請求により、その者に対して清算後残存すべき相続財産の全部または一部を分与することができる（958 条の 3 第 1 項）。同条により相続財産の分与が認められるためには、「特別の縁故の存在」と「分与の相当性」の 2 つの要件を充足しなければならない[1)]。もっとも、これら要件を充足するかどうかの判断は、裁判所の個別的な裁量に委ねられていることから、特別縁故者制度の趣旨や理念、およびそれを踏まえた類型および基準を明らかにすることで、判断の妥当性を吟味することが求められる。

本件は、被相続人の親族が特別縁故者の申立てをした 2 つの事件について、両申立てが併合され審理されている（家事事件手続法 204 条 2 項）。本件の特色は、第 1 事件につき、特別縁故者の地位の承継が相続人に認められることを前提として、特別縁故者の共同相続人に対し、法定相続分に拘束されず分与財産の割合を決めることができるとした点、第 2 事件につき、特別縁故者に対する分与審判を前提とした親族間の贈与契約を、分与の相当性判断において評価することの是非について判断が示された点にある。

二　特別縁故者の範囲

958 条の 3 第 1 項は、「被相続人と生計を同じくしていた者」と「被相続人の療養看護に努めた者」を例示として挙げた上で、抽象的に「被相続人と特別な縁故があった者」に対し、財産分与を受ける資格を与えている。これについては、抽象的な親族関係の遠近ではなく、具体的かつ実質的な縁故の濃淡が基準となる（大阪家審昭 57・3・31 家月 35 巻 8 号 129 頁）[2)]。とりわけ被相続人と生計を同一にしておらず、療養看護に努めた事情もない場合には、「同法条に例示する二つの場合に該当する者に準ずる程度に被相続人との間に具体的且つ現実的な精神的・物質的に密接な交渉のあつた者で、相続財産をその者に分与することが被相続人の意思に合致するであろうとみられる程度に特別の関係にあつた者」を指すとされる（大阪高決昭 46・5・18 家月 24 巻 5 号 47 頁）ので、親族としての付き合いがあったというだけでは特別縁故者には該当しない。過去の裁判例では、自宅に住まわせ面倒を見ていた期間があり、多額の資金援助をし、無償で仕事を与えたり（東京高決平元・8・10 家月 42 巻 1 号 103 頁）、早くに実父を亡くした被相続人の親代わりの役割を果たしていたり（東京家審昭 60・11・19 家月 38 巻 6 号 35 頁）といった程度の関係性が必要とされている。生前

の関係に付加して死後の縁故が考慮されることもある（大阪高決平5・3・15家月46巻7号53頁など）。特別縁故者制度の趣旨には、被相続人の合理的意思を探究し、遺贈や死因贈与制度を補充することが含まれる（最判平元・11・24民集43巻10号1220頁）ので、申立人への贈与ないし遺贈意思が推定される場合にはそれも考慮要素となる（鳥取家審平20・10・20家月61巻6号112頁）[3]。

本件では、親族であるX_1、X_2が特別縁故者と認定されたが、両者いずれも「生計同一者」および「療養看護に努めた者」の類型に準じるほどの強い関係性があったとはいえず、審判では、交際や協力関係の程度は、通常の親戚付き合いの程度を「顕著に」超えるものではないとされている。それゆえ特別縁故者性の認定にあたっては、被相続人が自己の財産をX_1、X_2に託そうとした意思表明、葬儀へ参列した事実、今後の墓じまい、永代供養の意思を付加的な根拠とし、総合的な判断が行われた。

三　特別縁故者の地位の承継

本審判は、特別縁故者への相続財産分与を申し立てた者が、申立て後死亡したとき、その者の相続人は、その者の申立人としての地位を承継して財産の分与を求めうるとする。

特別縁故者と目される者が申立て前に死亡した場合、その地位が相続人に承継されるかについて、裁判例は否定する。相続財産分与を受ける権利は帰属上の一身専属性を有し、家庭裁判所の審判によって形成されるにすぎず、特別縁故者として財産分与を受ける可能性のある者も、現に分与の申立てをしていない以上、相続財産に対して私法上の権利を有しないからである（東京高決平16・3・1家月56巻12号110頁）。

他方で、本件のように、特別縁故者と目される者が申立て後に死亡した場合には、多くの裁判例が、申立人の地位の承継を認める（大阪高決平4・6・5家月45巻3号49頁など）[4]。相続財産の財産分与請求権それ自体は、あくまで裁判所の審判によって確定する恩恵的な性質を持つにすぎないが、いったん分与の申立てがなされることで、「相続財産の分与を受けることが現実的に期待できる地位を得ることになり、その地位は財産的性格を持つ」（前掲大阪高決平4・6・5）と説明される。

しかし、学説では当該地位の承継について否定的な見解も少なくない[5]。本来特別縁故者とならないはずの者が特別縁故者の死亡を契機に分与を受けるのは不当であること[6]、あくまで財産分与の申立権は帰属上の一身専属権であり、申立人の相続人が申立人と同様の関係にあるのなら、固有の縁故を申し立てるべきであること[7]、「笑う相続人」を生みだしうること[8]、等をその根拠とする。このように学説上、地位の承継それ自体に対しても、否定的な見解が有力に主張されていることは注意しておく必要がある。

四　特別縁故者としての地位を承継した相続人への分与割合

では、地位を承継した相続人に対する分与割合は法定相続分によるべきか。本審判は、特別縁故者の地位を承継する相続人に対しても、分与の相当性の評価が及ぶとする。その結果、特別縁故者X_1のAに対する尽力を90万円と評価し、それを各相続人の法定相続分で分配した上で、それとは別にAの家の墓じまいや永代供養に必要な費用等として320万円を相続人Z_2に分配した。Z_2はX_1の遺志を継いで墓じまい等を行う意向であったので、それを実現させるためにあえて法定相続分とは異なる分配をする必要性があったということであろう。また相続人が承継するのは分与財産ではなくあくまで特別縁故者申立人としての地位であるので、そこに相当性の判断を及ぼすということは、一応論理的に説明がつく。

しかし、相続人にも相当性の判断を及ぼし、「被相続人と死亡した特別縁故者の相続人との間…の関係」や「申立て後、死亡した者が特別縁故者と認められる事情に対するその相続人の関わりの有無、程度等の諸事情」を考慮するのであれば、相続人自身が固有の特別縁故者としての地位を申し立てるべきという先の批判がここでも妥当することになるのではないか。申立てをしていない者に特別縁故者としての地位を付与するという点で、不請求不分与の原則に抵触する疑いも生じる（後述五）。そしてそもそも、申立てによって一身専属権的な性格が失われ、財産権としての期待権が生じるということが地位の承継を認める根拠なのだとすれば、相続人について改めて人的な要素を判断するのは矛盾なのではないかとも思われる。死亡した特別縁故者が分与財産を遺言により処分しようとした場合との抵触も問題になってくるで

あろう[9]。

五　財産分与審判を前提とした贈与契約の評価

本件では、X_2への財産分与を停止条件として、X_2と財産分与申立てをしなかった親族との間の贈与契約が締結されている。この事情について裁判所は、X_2が分与財産を独占しようとしているわけではないという点を捉え、分与の相当性を基礎づけるものだとしつつも、当該親族と被相続人との関係を特別縁故者のそれと同視したり、当該親族が申し立てれば受けられたかもしれない分与額を上乗せすることは、申立期間の制限を潜脱するもので、認められないとした。

財産分与が行われるためには申立人からの申立てがないといけない（不請求不分与の原則）。立法段階では、裁判所の職権による分与など、申立てに拘束されずに財産分与を認めるという案もあったが、裁判所の職権調査による負担が大きく、調査が恣意的になると余計に不公平が生じることになるなどの理由で採用されなかった[10]。申立人が第三者への財産分与を求めることは認められない（大阪家審昭 43・11・18 家月 21 巻 12 号 171 頁）のもその趣旨による。

一方で過去には、先順位の特別縁故者の資格を有しながら申立てができなかった者に対し、分与財産の一部を分配することが望ましいとしたもの（京都家審昭 42・8・18 家月 20 巻 3 号 91 頁）、分与された一部の財産を譲渡する債務を負うべきとしたもの（大阪家審昭 43・3・17 家月 20 巻 9 号 103 頁）、伝統芸能の保護発展のための財団に寄付することを条件に分与を認めるもの（横浜家審昭 46・10・25 判タ 288 号 414 頁）もみられ、第三者への財産譲渡を前提ないしは条件として分与審判をすることは、完全に否定されていたわけではなく、裁判所の裁量の範囲と理解されていたようである。しかし、申立期間の潜脱防止という観点からすれば、条件付き分与の審判も裁判所の裁量の範囲を超えており、許されないというべきであろう。また、条件を申立人が遵守しなかった場合の審判の効力はどうなるかも明らかではない。こういった理由から学説を中心として、条件付きの分与には否定的な見解が多数となっていた[11]。本件判断は近時の有力な見解に沿うものであり、第三者に対する財産譲渡を条件とする分与についても否定したものとみることができる。であるならば、本件は、財産分与審判における裁判所の裁量の範囲についても、検討の一視座を与えうる。

もっとも、不請求不分与の原則が特別縁故者制度においてどこまで本質的な要素で、かつどれだけ裁判所の裁量を限界づけるのかを検討するにあたっては、分与請求権の法的性質に立ち戻る必要があるのではないか。というのも、伝統的な恩恵説的な理解や、特別縁故者制度を社会政策的に望ましい相続財産の帰属の実現手段と捉える近時の見解[12]に立つならば、裁判所の裁量の範囲は広くあるべきで、第三者まで審判の効力を拡張させることはむしろ望ましいとも考えられるからである。他方、不請求不分与の原則を強調する本件審判のような立場は、財産分与請求権の権利性を強化する理解に親和的なようにも思われる。裁判所の裁量の限界という観点から、改めて特別縁故者制度の意義を検討する必要があろう。

●――注

1）谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法 27 相続 (2)〔補訂版〕』（有斐閣、2013 年）728 頁［久貴忠彦＝犬伏由子］。

2）学説として、我妻栄＝唄孝一『判例コンメンタールⅧ相続法』（コンメンタール刊行会、1965 年）233 頁など。

3）ただし、生前の言動から被相続人の財産処分の最終意思を推断することには有力な批判がある（潮見佳男『詳解相続法〔第 2 版〕』（弘文堂、2022 年）130 頁、久保野恵美子「特別縁故者に対する相続財産分与」法時 89 巻 11 号 68～69 頁）。

4）否定例として、福島家郡山支審昭 43・2・26 家月 20 巻 8 号 84 頁。

5）承継肯定説が通説であると紹介されることも多いが、近時は必ずしもそうとはいえないように思われる。

6）中川善之助＝泉久雄『相続法〔第 4 版〕』（有斐閣、2000 年）456 頁。

7）中川忠晃「家族裁判例の動向」『民事判例 1　2010 年前期』（日本評論社、2010 年）107 頁。

8）本山敦「特別縁故者の地位の承継」司法書士 396 号 65 頁。地位の承継についての理論的な説明が不十分であり、また市民感覚からも受容されるか疑問であるとする。

9）本山敦「特別縁故者に対する相続財産の分与について」戸籍 1015 号 15 頁。

10）加藤一郎「民法の一部改正の解説（3・完）」ジュリ 251 号 55～56 頁。

11）松原正明『全訂判例先例相続法Ⅲ』（日本加除出版、2008 年）391 頁、谷口＝久貴編・前掲注 1）717 頁［久貴＝犬伏］、片岡武ほか編『家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務〔第 2 版〕』（日本加除出版、2014 年）493 頁など。

12）例えば、潮見・前掲注 3）130 頁。